

令和5年度 第1回 こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会 会議録

1 日時

令和5年9月14日（木）午前10時～12時

2 場所

中央こども相談センター 5階研修室

3 出席者

（委員）農野部会長、遠藤委員、荒井委員、北委員、河野委員、栞野委員、黒井委員、藤井委員、古賀委員

（関係者）永倉氏、安田氏、枝村氏

（大阪市）青柳こども青少年局子育て支援部長、寺田こども青少年局企画部企画課長、置田こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進課長、一司こども青少年局企画部放課後事業担当課長、森川こども青少年局子育て支援部管理課長、久山こども青少年局子育て支援部こども家庭課長、高野こども青少年局幼保施策部幼稚園運営企画担当課長、牛尾こども青少年局幼保施策部幼保利用担当課長、岩田福祉局生活福祉部地域福祉課長、笹部福祉局生活福祉部保護課長、片桐健康局健康推進部健康施策課長、古武市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長、浅井市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長、吉田市民局人権啓発・相談センター所長、小原都市整備局企画部住宅政策課長、西畑都市整備局住宅部管理課長、窪田教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長、川野福島区生活支援担当課長、松本住之江区保健福祉課長

4 議題

（1）「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」の進捗状況について

（2）その他（令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査について）

5 議事録

（大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理）

定刻になりましたので、ただ今から、「令和5年度 第1回こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当いたします、こども青少年局子育て支援部こども家庭課課長代理の大塚です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料1の名簿をご参照ください。

名簿順にお名前をお呼びいたしますので、着席したまま一言お願いいたします。

専門委員の皆様です。

常盤会短期大学 学長の農野 寛治委員でございます。

(農野部会長)

農野です。よろしくお願いいたします。

(大塚子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課長代理)

続きまして、関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授の遠藤 和佳子委員でございます。

(遠藤委員)

遠藤です。よろしくお願いいたします。

(大塚子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課長代理)

続きまして、太田委員に代わりまして、今回から新たに部会にご参加いただきます、大阪商工会議所 中小企業振興部 部長兼経営相談室長の荒井 慎一委員でございます。

(荒井委員)

荒井です。よろしくお願いいたします。

(大塚子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課長代理)

続きまして、公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長の北 玲子委員でございます。

(北委員)

北です。よろしくお願いいたします。

(大塚子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課長代理)

続きまして、社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 事務局次長の河野 圭司(こうの けいじ)委員でございます。

(河野委員)

河野です。よろしくお願いいたします。

(大塚子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課長代理)

続きまして、四宮委員に代わりまして、今回から新たに部会にご参加いただきます、大阪市民生委員児童委員協議会 副会長の栗野 太一郎委員でございます。

(栗野委員)

栗野です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、竹内委員に代わりまして、今回から新たに部会にご参加いただきます、大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会会長の黒井智美委員でございます。

(黒井委員)

黒井です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、八又委員に代わりまして、今回から新たに部会にご参加いただきます、大阪労働局 職業安定部 職業対策課 課長補佐の大島 淳委員ですが、本日は所用によりご欠席でございます。

続きまして、大阪弁護士会 弁護士の藤井 恭子委員でございます。

(藤井委員)

藤井です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、日本労働組合総連合会 大阪府連合会 女性委員会 副委員長長の古賀 貴子委員でございます。

(古賀委員)

古賀です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

次に、関係者の皆様です。

まず、大阪労働局 職業安定部 職業安定課の永倉 あかり課長補佐でございます。

(永倉氏)

永倉です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、一般社団法人 おおさか人権ネットワークの安田 幸雄代表理事でございます。

(安田氏)

安田です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

続きまして、NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の枝村 たつ江理事長でございます。

(枝村氏)

枝村です。よろしくお願いいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

こども・子育て支援会議条例第9条の規定により、部会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとされています。

本日は、過半数の委員がご出席いただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

なお、本会議中の映像と音声につきましては、記録させていただきますのでご了承ください。

続きまして、本市出席者を紹介させていただきます。

こども青少年局子育て支援部長の青柳でございます。

同じく、子育て支援部こども家庭課長の久山でございます。

同じく、こども家庭課担当係長の熊野でございます。

同じく、こども家庭課担当係員の田中でございます。

同じく、こども家庭課担当係員の加藤でございます。

また、庁内プロジェクトチームである「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」の構成員は全員ウェブにて参加しております。時間の関係上、1人1人の挨拶は控えさせていただきますが、構成員につきましては、資料1の裏面に記載しておりますので、ご参照ください。

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の青柳よりごあいさつを申し上げます。

(青柳こども青少年局子育て支援部長)

こども青少年局子育て支援部長の青柳でございます。

会議の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私なにかとお忙しい中、「こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、ひとり親家庭等自立支援施策の推進にご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月に策定いたしました、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」も、今年度で4年目となりました。

まず、この計画を策定した4年前には全く予想だにしていなかった新型コロナの社会全体への影響がございます。特にひとり親家庭については家計をひとりで支えるという点においてその影響は非常に大きなものがあると考えております。

今年の5月8日には新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行し、社会活動は正常化したものの、コロナにひきつづいての物価高騰などひとり親家庭ととりまく状況は極めて厳しいものがあると思われまます。

この後、計画の進捗状況等についてご説明させていただきますが、令和4年度の数字となっておりますので、依然新型コロナの影響を受ける中での実績となっております。そうした中、今年度は平成30年度以来、5年ぶりとなる「大阪市ひとり親等実態調査」を実施いたします。

この調査は現在のひとり親家庭等の生活実態等を把握することを目的として行うものであり、この調査結果をもとに、次年度には新たな「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する予定でございます。

今後、計画の策定にあたりましては、委員やご関係者の皆様方のお力添えをいただきたく存じますので、よろしくお願い致します。

本市のひとり親家庭等に対する自立支援施策がより充実したものとなるよう、一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

それでは、次にお手元の資料の確認をお願い致します。

1枚目は次第でございます。

次に、資料1「こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会 委員名簿」と書かれたA4 1枚物の資料、

続きまして、資料2「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）の概要」と書かれた同じくA4 1枚物の資料、

続きまして、資料3-1「「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」関連施策 進捗状況」と書かれたA3左上をホッチキス留めしている資料、

続きまして、資料3-2「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画の3つの指標について」

と書かれたA4 1枚物の資料、

続きまして、資料4-1 「令和5年度大阪市ひとり親家庭等実態調査 調査項目（案）」

と書かれたA4 1枚物の資料、

続きまして、資料4-2 「平成30年度大阪市ひとり親家庭等実態調査調査票」と書かれたA4左上をホッチキス留めしている資料で、こちらは母子・父子用と寡婦用の2種類がございます。

不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、1つ目の議題に移りたいと存じます。

これより会議の進行を農野部会長にお願いしたいと思います。

農野部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

（農野部会長）

ありがとうございます。

忌憚のないご意見をいただきながら、大阪に住む子供たち、そして親御さんにとって良い計画となりますように、ご協力をお願いいたします。

それでは、会議の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

1つ目の議題は、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年度～令和6年度）」の進捗状況についてです。これについて、事務局からご説明願います。

（久山子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課長）

今回、委員の皆様方の入れ替わりもございましたので、まずは、私の方から、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」の概要について、改めてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

本計画につきましては、国の方針に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としまして、本部会の各委員の方々のご意見もいただきながら、令和2年3月に策定したところでございます。

計画策定の趣旨としましては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担い、厳しい状況に置かれているひとり親家庭等に対する施策の在り方について、今後の方向性を示し、総合的・計画的に施策を推進していくものでございます。

具体的には、資料右側に記載しております、基本施策の体系としまして、5つの柱を掲げており、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援、サポート体制の充実を掲げ、それぞれにおきまして具体的施策を展開しております。

また、ひとり親家庭の現状の把握や施策の効果を検証するため、資料左下に記載しております、3つの指標として、就労の状況の把握、養育費確保の状況の把握、総合的な支援施策の状況の把握を設定しているところです。

そして、3つの指標の上側に目標として、大阪市こども・子育て支援計画「はぐくみ目標」の一つである母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合46.1%を本計画の目標と位置づけ、計画最終年度である令和6年度の目標の達成に向け、施策を推進しているところでございます。

(熊野こども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長)

続きまして、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況について、ご説明させていただきます。

資料3をご参照ください。

こちらの資料には、先ほどご説明させていただきました、5つの柱である、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援、サポート体制の充実のそれぞれの具体的施策の進捗状況について記載しております。

表の左側に事業名と事業概要を、表の中央に令和3年度及び令和4年度の実績を、表の右側に令和5年度の実績を記載しております。

また実績は、①全体数の実績と②そのうち、ひとり親家庭等数の実績を記載させていただいております。

それでは、令和4年度の実績及び令和5年度の実績について、主なものをご説明させていただきます。

まずは、基本施策の1つ目の柱である「就業支援」でございます。

資料3-1の1ページ目をご覧ください。

左側に通し番号を記載していますが、通し番号1～11までが就業支援となっております。

「通し番号1」の「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」についてですが、こちらは、ひとり親家庭の母等に対する、就業相談、就職情報の提供、就業支援講習会、職業紹介等一貫した就業支援サービスを行う事業となり、愛光会館で実施しているものでございます。

令和4年度の実績としては、就業相談件数3,404件、新規登録者数572件、就職者数304人と令和3年度実績と比べて横ばいとなっております。

次に、「通し番号2」の「ひとり親家庭サポーター事業」についてですが、こちらは、各区保健福祉センターで週2回または週3回、就業支援の専門知識をもつ、ひとり親家庭サポーターが、ひとり親家庭の母・父等を対象に、就職など就業に関わる相談に応じたり、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請にかかる業務のほか、離婚前相談などの各種相談を行っております。

また、区役所の相談日に来所できない方に対しては、訪問相談等により対応しております。令和4年度の実績は186人となり、昨年度の実績235人から減少してお

ります。

また「通し番号3」の「しごと情報ひろば総合就労サポート事業」ですが、こちらは全体の就職件数は2,077件と昨年度の1,837件と増加しておりますが、うちクレオ大阪西・マザーズ分につきましては、59件と昨年度の92件から減少しております。

これらの就職者数の減少についてですが、コロナ禍により全国的に有効求人倍率が低下しており、このことが影響しているとも考えられますが、今年度はひとり親家庭等を対象とした実態調査も実施する予定ですので、調査により、就職率等の詳細を明らかにしたいと考えております。

また自立支援センターや就労サポート事業等について、より周知していくことで利用を促進していきたいと考えております。

次に、「通し番号4」の「ひとり親家庭自立支援給付金事業」についてです。

まず、事業の概要のご説明をさせていただきますので、表の左側をご覧ください。

アの自立支援教育訓練給付金は、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、事前の就業相談を通じ、指定した講座を受講し、受講修了後に決められた手続きをすれば、入学金や受講料など、支払った費用の一部（6割相当額）を支給するもので、令和4年度より、補助上限額を80万円から160万円に増額しております。

イの高等職業訓練促進給付金ですが、就職や転職に有利な資格を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、修業期間中の安定した生活の支援のため給付金を支給する事業です。対象となる主な資格は、①看護師・准看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士などとなっております。支給額については、市民税非課税世帯は月額141,000円、市民税課税世帯は月額70,500円が基本となっております。大阪市では、平成30年度から非課税世帯の支給額について、月額100,000円だったものを、月額141,000円に拡充し、国単価を上回る助成を行っています。この事業では、対象資格について、1年以上の訓練を必要とする国家資格等の取得の場合となっておりますが、令和3年度から、6か月以上の短期の訓練を通常必要とする民間資格等（デジタル分野等の資格）の取得の場合も対象として認める特例措置が国からあり、今年度も引き続き、この特例措置が継続しているところです。

ウの高等学校卒業程度認定試験合格支援事業ですが、ひとり親家庭の親ならびに子が、高卒認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対象講座を受講される場合に、それらの費用を支給する事業です。令和3年度までは、対象講座の修了時に受講費用の6割を、また、合格した場合には、合格時給付金として受講費用の4割を支給するものでした。令和4年度からは、支給額に変わりはありませんが、これまで講座の修了時に6割、合格時に4割の支給だったものから、講座の開始時に3割、修了時に3割、合格時に4割と、受講開始時にも一部支給できるよう改善されています。

エのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業につきましては、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に

対し、入学にかかる経費として、50万円を上限に貸付を行う事業です。平成28年度から事業を開始しており、大阪市社会福祉協議会において事業を実施していただいているところです。

オのひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）についてです。こちらは、令和4年度より新たに開始した事業となり、大阪市ひとり親家庭福祉連合会が実施主体として、実施していただいている事業となります。事業内容としては、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親を対象に、家賃の支払いを支援する貸付制度となっており、月上限4万円、最大12か月分までを貸し付けることができます。対象者は、大阪市内に住民登録を有し、原則として児童扶養手当の支給を受けている方であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること、経済的援助を必要としていること、貸付を受けた日から1年以内に就職またはより高い所得が見込まれる転職をする意思があること、就職または転職し1年間引き続き就業を継続する意思があることとなっています。

今、ご説明させていただきました各事業の令和4年度実績ですが、

アの自立支援教育訓練給付金が講座指定101人、支給68人、

イの高等職業訓練促進給付金が支給307人、

ウの高卒認定試験合格支援事業が講座指定9人、支給15人、

エのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業が貸付件数39件、

オのひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）が52件となっております。

オのひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）につきましては、今年度からの新規事業であり、10月から本格実施としているものですが、令和4年度の貸付件数は52件となっております。まだ事業を開始して半年の実績となりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「通し番号5」の「ひとり親家庭専門学校等受験対策事業」につきましては、平成30年度から本市の独自事業として実施しておりまして、就職に有利な資格取得のため、専門学校等受験対策講座（予備校など）を受講する場合にかかる経費について、講座の受講費用の一部を支給するものでございます。

令和4年度の実績は、講座指定26件 修了時給付金32件 合格時給付金23件となっております。こちらはコロナ禍の影響をあまり受けなかった事業ですが、令和3年度の実績と比べまして減少しております。

広報周知等の状況は変わりありませんので、原因については定かではございませんが、今後も状況を注視したいと考えております。

なお、令和5年度は8月末の時点で講座指定が17件となっております。令和4年の同時期は16件でしたので、概ね令和4年度と同じぐらいの実績となる可能性が高いと予測しております。

2 ページをご覧ください。

次に、2 つ目の柱である「子育て・生活支援」についてです。

通し番号 1 2 ～ 3 3 までが子育て・生活支援となっております。

まず「通し番号 1 2」の「保育施設等の利用調整」ですが、令和 4 年度の入所児童数は、のべ 680,401 人となっており、令和 5 年 4 月 1 日時点での待機児童数は 4 人（前年度は 4 人）となっています。

「通し番号 1 3」の「保育所整備」について、令和 3 年度における整備状況としましては、本園の新設が 1 0 か所 7 5 0 人分、

本園の増改築が 3 か所 1 2 人分、

認定こども園への移行が 1 2 か所 1 7 6 人分、

地域型保育事業所の新規が 7 か所 1 3 2 人分、

合計 1,070 人の入所枠を拡大したところで、令和 5 年度におきましては、合計 896 人の入所枠を確保していく予定です。

各事業における令和 4 年度の利用実績ですが、全体の傾向としましては、多くの事業でコロナ禍以前に比べて、利用人数が減少している状況は依然として続いておりますが、回復傾向にあった令和 3 年度からさらに回復してきている状況でございます。

たとえば、「通し番号 1 4」にございます、一時的に保育を必要とする場合の「一時預かり事業」においては、令和 4 年度実績として、77 か所 利用人数のべ 48,200 人となっており、その前年の利用人数のべ 39,268 人の利用からは増加しております。

同じく「通し番号 1 4」にございます、「病児・病後児保育事業」につきましても、令和 4 年度実績として、利用人数のべ 10,056 人となり、その前年の利用人数のべ 9,562 人の利用から増加しております。なお、この事業のひとり親家庭の減免適用者の令和 4 年度実績は、のべ 415 人となっています。

「通し番号 1 5」の「こどものショートステイ事業」につきましても、保護者が病気等の都合により、一時的に家庭での養育が困難となった場合に、乳児院や児童養護施設でこどもを預かる事業でございます。

令和 4 年度の実績としましては、14 か所で実施しておりまして、0・1 歳児がのべ 147 人、2 歳児以上が 262 人利用されております。

このうち、ひとり親家庭等の内訳としましては、0・1 歳児が 46 人、2 歳児以上が 83 人利用されております。

この事業はコロナ禍による影響というよりも、ご家庭の状況によりご利用の状況が変動する事業であると認識しておりまして、年度間のばらつきが出やすい事業でございます。

3 ページをご覧ください。

「通し番号 2 2」の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭の方が一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、その自宅で保育を提供する事業となります。令和 4 年度の派遣家庭件数は 3 1 1 件となっており、令和

3年度の252件から増加しております。

4ページをご覧ください。

「通し番号28」の「スクールカウンセラー事業」につきましては、市立中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして週1回配置し、不登校等の課題を抱える地域内の児童や保護者へのカウンセリングや学校教職員への助言等を行うものでございます。

令和4年度の実績としまして、相談回数は45,217件となっており、前年の45,045件と同程度の実績ですが、ヤングケアラー等への支援への対応のため、令和3年度から令和4年度にかけてスクールカウンセラーを29名増員したことから、相談件数、いわゆる相談人数は前年の5,765件から9,117件に増加しています。

また逆に令和4年度の実績が前年度よりも減少したものとしまして、ページが前後しますが、2ページ目の「通し番号14」の「延長保育事業」や、3ページ目の「通し番号24」の「母子生活支援事業」がございませう。

2ページ目の「通し番号14」の延長保育事業ですが、こちらは保育所等の保育時間を標準の11時間以上、開園することで保護者の就労形態の多様化に対応する事業でございます。

令和4年度の実績は445箇所となっており、令和4年度の475箇所から減っておりますが、こちらは依然としてコロナ禍の影響を受けていることによるものでございまして、今年度の動向について注視してまいりたいと考えております。

次に3ページ目の「通し番号24」の「母子生活支援施設」は、配偶者のいない女性とその子どもが入所し、自立に向けて生活を支援するための施設であり、本市では北さく園、南さくら園、ボ・ドーム大念仏、リアン東さくらの4か所がございませう。

令和4年度はのべ入所世帯数が1,427世帯となっております。この理由としましては、このコロナ禍で給付金が出たことにより母子生活支援施設に入所しないで済んだケースや、母子生活支援施設がどのような施設であるかが市民に浸透していないこと、施設のハード面の課題等が考えられます。

また「通し番号25」の「ひとり親住宅の募集」ですが、こちらは毎年5月上旬に福祉目的の住宅としまして、市営住宅等をひとり親世帯むけに特化した募集をしているものとなります。これまでは募集戸数のみを記載しておりましたが、今年度より申込数と当選数についても記載しております。

こちらの令和4年度の実績ですが、募集225戸に対して、申込は517戸ございました。特定の物件に応募が集中していることもあり、最終的な当選数は113戸となっております。令和3年度も概ね同様の実績でして、今年度については、申込数が587戸と例年よりも増加している状況でございます。

続きまして、3つ目の柱である「養育費確保に向けての支援」についてです。

通し番号は34～37までとなります。

養育費につきましては、今年度に入りまして、国から、2031年に養育費の全体受領率40%を目指すという目標が定められました。

本市におきましては、平成30年度に実施いたしましたひとり親家庭等実態調査において、母子家庭の養育費の受け取り状況は22%でした。

また今年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施いたしまして、こちらはこどもが5歳児、小学校5年生、中学校2年生の親御さんに対して実施した調査ですが、この調査結果で、養育費の受取状況は、

5歳児の時点では41.0%、小学5年生の時点では35.0%、中学2年生の時点では31.3%でございました。

また後ほど報告させていただきますが、冒頭のご挨拶でも申し上げましたとおり、ひとり親家庭等実態調査を実施する予定としておりまして、調査結果につきましては、別途、当部会で報告させていただきます。

前置きが長くなりましたが、養育費にかかる事業の実績等について、ご説明させていただきます。

「通し番号35」の「養育費にかかる区保健福祉センターでの相談・情報提供・同行支援」ですが、養育費の取得に関する情報提供に努めるとともに、各区において年2回、大阪弁護士会と連携し、離婚・養育費に関する専門相談を実施しております。令和4年度は年48回実施しまして、相談件数は171人となっております。

「通し番号36」の「専門相談の実施」のひとり親家庭等就業・自立支援センター事業ですが、ひとり親家庭が抱える様々な法律上の問題に関して、弁護士による法律相談をセンター事業の相談事業として月に2回実施しておりまして、令和4年度の相談件数は68名90件となっております。

「通し番号37」の「各種補助金による支援」についてということで、まず、アの公正証書等作成促進補助金ですが、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的として、公正証書等作成にかかる本人負担費用等を補助するものとなっております。令和4年度実績としまして、202件の補助を行っております。

イの養育費の保証促進補助金につきましては、民間の保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に対し、その保証契約費用を補助するものとなっております。

令和4年度は補助対象期間を1年から3年に拡充して実施してまいりましたが、実績は3件となっております。令和5年につきましては、現時点で2件の実績となっております。

6ページをご覧ください。

次に、4つ目の柱である「経済的支援」についてです。

通し番号38～43までが経済的支援となっております。

「通し番号38」の「児童扶養手当の支給」は、離婚や死別によるひとり親世帯等、父又

は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給しております。

令和4年度の支給金額は表に記載のとおりで、令和3年度と同じ支給額となっております。令和4年度末の受給者数としては 23,799人、内訳としましては、全部支給が15,426人、一部支給が8,373人となっております。

次に、「通し番号39」の「母子父子寡婦福祉資金の貸付」についてですが、こちらは、ひとり親等の世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童等の福祉を増進するため、無利子又は低利子により各種資金の貸付けを行っています。

令和4年度の貸付実績は、母子福祉資金が173件、父子福祉資金が9件、寡婦福祉資金が3件、合計185件となっております。9割がこどもの高校や大学等への就学にかかる費用の貸付でございます。

令和2年度の貸付件数は261件、前年の貸付数の合計は210件でしたので、減少傾向にございますが、こちらは国が実施している高等教育の修学支援新制度と呼ばれる、入学金や授業料の減免等の制度により、貸付を必要としないケースが増加したためと考えられます。

「通し番号43」の「大阪市奨学費」、こちらは市内在住の高等学校等に在籍する生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学費を支給しているものでございますが、こちらも同様の理由により減少しております。

この制度の利用者のうち、ひとり親家庭分の令和4年度実績は205人ということで、令和3年度と同様、おおよそ半数がひとり親家庭の利用となっている状況です。

順番が前後いたしまして、「通し番号40」の「ひとり親家庭医療費助成制度」についてですが、医療保険に加入している母子家庭及び父子家庭等で、18歳までの児童とその児童を監護する母もしくは父などについて、医療保険の自己負担の一部等を助成しております。令和4年度の実績は52,137人となっております。

7ページをご覧ください。

5つ目の柱である「サポート体制の充実」についてです。

通し番号44～58までとなります。

「通し番号44」の「保健福祉センター等における相談・情報提供」ですが、ひとり親家庭の諸制度について、様々な媒体を活用して広報周知を行っております。

令和4年度は、令和3年度に引き続きまして、ひとり親家庭等サポートブックの発行、各種事業にかかるリーフレットの作成、各種事業のホームページへの掲載など、各種制度・窓口等の広報周知に努めております。

本日、令和5年度のひとり親家庭等サポートブック等も配付させていただいておりますので、ご参考としていただければと思います。

令和4年度の実績としましては、上段のひとり親家庭等自立支援担当職員である各区の職員とひとり親家庭サポーターによる相談件数は5,682件、そして、下段の大阪市ひとり親

家庭等福祉相談所員である各区のひとり親福祉連合会による相談件数は 7,018 件となっております。

昨年度と比較しますと減少しておりまして、もともと年度により増減がある事業ではございますが、例年の動きと比べましてもやや減少している印象です。

その理由の1つとしましては離婚率の低下等も関係しているとは思われますが、今後も必要な方々に必要な支援ができるように努めてまいりたいと考えております。

次に、「通し番号45」の「生活困窮者自立相談支援事業による相談支援」についてですが、生活困窮者が抱える複合的な問題につき、相談援助、情報提供、支援の種類や内容を記した計画の作成、認定生活困窮者就労訓練事業の利用あっせん等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図るものでございます。

令和4年度の相談件数は 13,547 件となっております、その前の年の 15,471 件よりも減少しております。

「通し番号47」の「こどもへの相談支援」といたしまして、SNSを活用した児童虐待防止相談事業がございまして、こちらは大阪府、堺市と合同で実施をしているものです。この事業は令和4年度の10月まで火曜、土曜の週2日実施であり、11月以降は毎日の実施となっております。また2月からは国のシステムを使用することになり、運用面の変更がございましたので、令和4年度の実績を国システム移行前と移行後として記載させていただいております。実績が非常に読みづらく申し訳ございませんが、令和4年度1年間をとおした相談対応件数は、旧と新を足して 3,040 件、うち 1,084 件が本市分となっております。

8ページをご覧ください。

「通し番号55」の「こども支援ネットワーク事業」についてですが、地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組の活性化、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、企業や社会福祉施設等が参加するネットワークを構築しており、令和4年度のネットワーク登録数は 343 団体となっております、その前の年の 270 団体から増加しております。

「通し番号57」の「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」ですが、社会全体でひとり親家庭等を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO 法人など民間団体等と連携する取り組みを進めており、令和4年度末時点で7団体との協定を締結しております。

この9月から新たに株式会社 Casa という会社と連携を締結する運びとなりました。この会社は先に申しげました「通し番号37」の「養育費の保証」をしている会社で、今後、養育費保証の周知に努め、大阪市にお住いのひとり親に対して、保証額を 10% 値引きするとのお申し出を受けているところでございます。

最後に、資料3-2をご覧ください。

計画の概要の時にもご説明させていただきましたが、本計画では、現状の把握等のために3つの指標を設けておりまして、これらの指標の進捗を記載させていただいております。

1つめの指標である「ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率」ですが、令和4年度は55.89%となっております。

2つめの指標である「児童扶養手当受給者で養育費を受給している人の割合」ですが、令和4年度は14.10%となっております。前年度と同様、この間の養育費確保に向けての支援や広報周知などにより、少しずつ養育費に関する理解が広がっていると考えられます。先ほどの養育費の受給率と数字が異なりますのは、こちらの指標は児童扶養手当の受給者に限っているという点でございます。実態については、今年度を実施いたします、ひとり親家庭等実態調査にて明らかにしてまいりたいと考えております。

3つめの指標である「ひとり親家庭サポーターの相談件数」については、令和4年度は4,488件と前年度と比較しまして若干減少しておりますが、こちらが年度によるばらつきの範囲内であるのかどうか等については、今後、見極めてまいりたいと考えております。

説明が長くなりましたが、私からは以上です。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から大阪市ひとり親家庭等自立促進計画の実績について報告をいただきました。委員の先生方、ご意見、ご質問を受けようと思うのですが、どのような角度からも結構です。忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。黒井先生、母子生活支援施設の現状について、いかがでしょうか。

(黒井委員)

母子生活支援施設ですけれども、資料に記載の通り大阪市内では4つの施設で母子の支援をしております。令和3～4年度の実績をご覧いただくと入所世帯数は減っていますが、ニーズが減っているというわけではないと考えています。コロナによる一時的な金銭的支援があったこと、入所することで子どもや仕事の環境を変えることに決意があることで入所数が減っているように感じます。

専門的強化事業など施設内の支援の充実はどの施設も図っており、入所された世帯への支援は確実に充実していていると思っておりますが、中には老朽化が進んでいる施設もあり、お母さん方が見学をされた際に入所を躊躇する材料となっているのではないかと思います。

また、入所されているお母さん方の中で、退所後の生活に活かすために看護師などの資格を目指す方が増えてきています。早朝からの実習などに際して子どものお預かりをするなど、今後もそういった目標を持たれている方の応援をしていきたいと考えています。

(農野部会長)

ありがとうございます。

母子生活支援施設は大正時代に母子寮から始まり、戦争で旦那さんを亡くされた方の母

子施設という形でできたんですけれども、入所型施設にしては非常にユニークだと思っています。というのは、利用者さんを入所させると、やはり集団としての援助を展開されることが多いのですが、この母子生活支援施設の場合、世帯で入っておられて、それぞれの世帯ごとのサービスパッケージといいますか、そういうものがずっと根づいてきているような施設だと感じます。

僕も大阪市内のいろんな施設と関わってきていますが、ずっと前から弁護士さんにも施設に来ていただいて、なかなか外に出られないDVのお母さんにもしっかり法律相談を提供しておられますし、また、保育所もすぐ近くにありますが、そういったいろんな資源がありますので、世帯数だけで結果をみるというよりは、サービスの質というものを本当によくしていただいていると感じています。今後も地域の方の大事な拠点の指令塔として頑張っていたきたいと思います。

北先生いかがですか。

(北委員)

いろいろとまとめていただいてありがとうございます。ひとり親家庭ということで連合会はいろんな大阪市の委託で様々な事業をしております。

1つ2つお願いといいますか、みなさんに周知させていただきます。サポートブックなどは、母子家庭の方の児童扶養手当の現況届の時に1人1人お渡ししたり、うちの場合は、相談に来られた時に別枠でお渡ししているところです。

連合会が実施している事業として、ひとり親の日常生活支援、エンゼルサポーターという事業がありまして、このエンゼルサポーター等の支援員の応募を毎年しているんですけど、そういう人の応募がひとり親だけでなく、ひとり親以外の人にも手伝っていただけるわけですね。保育士さんとか介護士さんとか、いろいろな人全部含めて、そういうところが周知しきれてない。うちでは各区の会長が集まった時に応募の周知しているんですけども、それだけでなく、募集の時に大阪市さんが一緒に周知していただけたらありがたいです。

住宅については、対象をひとり親だけに絞った優先募集については、皆さんもかなり知っているし、大阪市の生活支援など皆さんで互いに情報交換をしていて、大阪市のホームページや大阪市ひとり親家庭福祉連合会のホームページにも情報の掲載があって、周知は一定できているかと思います。

(農野部会長)

ありがとうございます。今回子ども支援のネットワークなども、令和3年、4年とですね、かなり増えているような状況で、70か所くらい増えているんですかね。275か所から343か所。地域で色々ネットワークを作られていたり、あるいは地域のボランティアの方々が参画してくださっている状況がだんだんと見えてきているんですけども、社会福祉協議会の河野先生あるいは民生児童委員協議会の栗野先生、いかがですかね。地域のネッ

トワークあるいはボランティア活動に関して、現状やご意見、ご質問等いただきたいのですがいかがでしょうか。

(河野委員)

私どもは実際に、こども食堂などのボランティアの方への支援金や基金等の支援をしているんですけども、こども食堂など各区において支援の輪というのを広げてきているので、確かにネットワークが広がっているなというのを感じてはおります。実際の業務をしていないので分かりかねますけれども、各区の状況より、ネットワークがかなりできてきたという実感は持っています。

(農野部会長)

ありがとうございます。

私の勤めている大学が平野区にあるんですけども、地域のこども食堂で、学生あるいは教員が関わって手助けさせていただいているんですけども、やはり地域で暮らす人たちは、いろんな方々がおられるということで、それぞれの悩み等を交流の中でぜひ拾い上げていただきたいなと思います。

民生委員児童委員さんには、いろんなことを引き受けていただいている大変でしょうけど、民生委員児童委員協議会の栗野先生、いかがですか。

(栗野委員)

地域としてのことで、実際に区で動いている活動について報告させていただきます。

今、私は東住吉区なんですけど、先ほど農野先生が言われた隣の区です。各連合に1つ、こども食堂を作るとことで、ようやく各連合の中に1つ以上は作ることができました。民生委員を中核として、ようやく1つハードルを超えたかなと思います。

これからはその場所で、いろんなこどもさんが参加されて、親御さんもそうなんですけど、どういう問題があるのかを民生委員として吸い上げていきたいと考えております。

連携についてなんですけど、先日、府社協で、ボランティア市民活動センターとお話ができて、その時もお話させてもらったんですけど、なかなかこういう問題に対しての連携ができていない。各部署は結構動いてはいるんですけども、それを共通の話題として改革していくところまで、なかなかいっていかない。それが上手く花開きかけたときに、市の施策がまた次のものができて、そちらに取りかからないといけないというようなことが多々ある。

民生委員としましたら、できれば長いスパンで関わって行って、より良い地域を目指すためには、やっぱり皆さんが幸せな生活をしていかないといけないということがベースにありますので、民生委員が必ず小学校単位でも会議等に参画して、こどもの問題点の吸い上げもしているところです。それを民生委員会で吸い上げながら、各区役所やこども相談センタ

一にも来ていただいて、連携をどれだけ密にできるかっていうところは、これからの課題かと思っています。

こういった連携の拡大をしていかないと、なかなか解決のところまでいかずに、民生委員の領域だけで止まってしまうというんですか、民生委員はあくまでも、繋ぎの仕事っていいですか、いろんな問題を吸い上げてそれを適正な場所に伝達し、また協力をお願いするという立場ですので、民生委員だけではなかなか課題の解決までできない。私どもとして、今現状としましては、いかにそれをうまく連携して、問題解決に結びつけていくかということがこれからの最大の課題かなと思っています。

(農野部会長)

ありがとうございます。

ある市ではですね、それぞれいろんなところでいろんなこどもさんの姿あるいは親御さんの姿を見ておられて、気になるような情報を伝達し、それを共有しながら、ずっと見守っていくような体制を作り始めておられるんですけども、一番最前線で関わっている方が1人で悩むっていうのが一番厳しい状況ですので、それをどのようにフォローしていくかということを見ると、やはりチームの中で一定の守秘義務などを持ちながら、関わっておられる人同士が集まって情報交換しながら、そこで何か気づいた事をちょっと掘り下げて、専門的なところにつなげる。そんな仕組みが大事なような気がします。

なかなか昨今、社会が複雑になってきて、昔のような国家的な時代ではなくなってきているので、難しいところもあろうかと思います。特に大阪市内にはマンションがどんどん建っています、やっぱりどんな人が暮らしているのか本当にわからないような状況になってきています。いろんな状況がありますけれども、少し気になるのが、内なる国際化というのですか、外国籍の方が入ってきておられて、そこでひとり親家庭になったときに民事上のこどもの奪取などの問題が起こったり、そういう複雑な課題が出てくるんじゃないかなという気がします。私が勤めております平野区でも、結構ベトナム籍の方やいろんな方がおられるので、そういう問題意識をもつことも必要なのかなと思ったりしています。

弁護士でいらっしゃる藤井先生いかがですか？ こども、ひとり親家庭に関する問題意識、何かご意見あるいはご感想頂きたいのですが。

(藤井委員)

まとめていただいてありがとうございました。やはり全体的に厳しい状況になっています。最初の部長のご挨拶にもあったように、コロナは私の周りでは結構流行っているんですけど、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して行動制限はなくなったけれども、やはり物価高が非常に厳しい状況です。コロナが始まった頃は、先ほど黒井先生からもご説明があったように、10万円が支給されたりして、それでなんとか凌いで、あるいは貸付なんかも色々利用したりしてきたけれども、最近になってやっぱり物価高による生活への打撃

が非常に大きいです。そんなに賃金も上がっていないですし、子どもを抱えてひとり親でどうしようもなくなって破産のご相談とか非常に増えているなという実感があります。

ひとり親に限らず非常に厳しい状況に皆さんおかれているし、特にひとり親、特に母子家庭の方は本当に厳しい状況だと思います。この夏休みも本当に厳しいって記事も多かったですし、もうどうやって生活をしていったらいいのかと追い詰められている状況の方がとても多いんじゃないか、大阪市の方にはそういった相談がかなりあったんじゃないかなというふうに想像しています。なので生活困窮の方の窓口などにいくと大変だったんじゃないかなという風に思います。

弁護士のところに来られるのは本当に破産とかですね、そういう形で来られるので、たくさん押し寄せるといった感じではないんですけども、じりじりと増えているという実感がございます。

その中で母子の生活を支援するために出来る限りのことをコツコツ積み上げられてらっしゃるなという風にこの統計を見て感じております。

一方で、そういった非常に厳しい状況が一気に押し寄せているので、例えば先ほど就労支援のところですね、最初の方にご説明がありましたけれども、この職業相談であるとか職業紹介のところでは就職件数がちょっと伸びなかったというところ。これはやはりどうしてもコロナの影響などもあって全体的に求人も減っているから厳しい状況だということは状況として分かるんですけども、令和3年の実績から半分というか1/3くらい減っているという結果は、非常に厳しい状況を表しているのかなという風に思いました。

少し話が飛びますけども、私は養育費確保のところ非常に気になります。この資料3-2の表などを見させていただくと、児童扶養手当受給者のうち養育費を受給している人の割合が最初は10%くらいだったのが14%くらいまで少しずつ少しずつ増えており、これは児童扶養手当を受給されてる方、逆に養育費をもらってしまうと児童扶養手当が削減されてしまうというような調整も働いてこういう風になってるかなと思うんですけども、やっぱり全体として養育費を受給してる人の数は少ないという実感がございます。色々とサポートして頂いて弁護士のところに相談に来ていただいて一生懸命公正証書を作ろうとしたり、調停をやって養育費をもらうというようなチャレンジをする方もいらっしゃるんですけども、なかなかそれに踏み出せない方も多くて、そこを1歩踏み出してもらうために大阪市としてどこまでのサポートができていくかというところだと思います。

広告をしていただいたり、あるいは補助金を出していただいているところではご説明頂いたと思うんですけども、番号が37番のところは各種補助金による支援という項目があって、公正証書等作成促進補助金は令和4年度実績が202件、養育費の保証促進補助金の補助件数は3件ということで、令和3年度も特に養育費の保証促進補助金の補助件数が8件しかなくて、令和4年度では更に3件まで減っているというところをみると、これは養育費を確保したいと考えている方にとってニーズを感じられないからこういう数字になっているのか、それともあまり知られていないからこういう数字になっているのか、いずれに

しても非常に少ないという風に感じます。

前にも意見を述べさせて頂いた記憶があるんですけども、この保証料が非常に高く、それを支出するのが非常に難しいので、この養育費の保証契約をそもそもしたくないと考えるお母さんが多い中で、それでもメリットがあるから養育費の保証促進補助金をもらって保証会社と保証契約をしてはどうかという形になるかと思うんですが、それでもやっぱり養育費を確保するために、例え補助金をもらっても自分のお財布から出さないといけないお金があるんだったら、保証契約まではしたくないという風に考えるお母さんが多く、なかなかそこまで踏み出すお母さんが少ないのかなという風に感じていて、そこはもう少し保証会社の契約内容にもよると思うんですけども、今この養育費確保っていうのはなかなか切実な問題があると思いますので、もう 1 歩踏み込んで考えていただけるとひとり親としては非常にありがたい話なのではないのかなというふうに思いました。私からは以上です。

(農野部会長)

いろんな角度からありがとうございます。

制度があっても利用されていないというのは、知らないか、しないかのどちらかということですね。やはり利用されないというのは、今おっしゃったようにコストがかかるのか手間がかかるのか、あるいは個人の情報など自分の何かと引き換えにまでするかどうか、いろんな要因が働いていると思います。

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの枝村先生、この大阪市の進捗状況あるいは現場からの色々なご意見、あるいはご感想頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

(枝村氏)

最近の相談や私どものアンケートの結果から判断されることは、コロナは終わったものの、物価高が非常にシングルマザーの世帯を苦しめているということです。食料支援のアンケートでお答えしてもらった内容から判断していることですが、実際、最低賃金も 10 月から上がりますが、物価高の上昇の方が大きくて、賃金が追いついていなくて、それが非常に大きいということです。ある程度、賃金上昇、最低賃金は上がっていますが、物価も上がっています。

賃金が増えたとしても、児童扶養手当の全額支給の非課税世帯のラインが据え置かれたら、結果的に今、支給のボーダーにいらっしゃる方は一部支給になってしまって、児童扶養手当の支給額が下がり、さらに物価が上がっているのです。大阪市のひとり親家庭に対する非課税世帯の限度ラインのところを上げてもらわないと相対的貧困に逆に陥って、母子家庭の中でも貧困格差が大きくなってくと、正規で働かれていますの方と非正規で働かれていますの方の貧困度の格差が開いているという風に思っています。

最近の相談では、派遣切りにあって、家賃が払えず、UR から強制退去を 5 日のうちにし

なくてはならず、もうどう考えて良いかわからないという相談を受けまして、急遽、お住まい近くの社協に赴き、住宅を確保したっていう事例もありました。強制退去するその日に子どもさんを殺害するという事件が北海道でありましたので、相談時にものすごく焦りました。本人さんもどうして良いかわからない、でも家賃が払えないので出なきゃいけない。さらに、こどもさんが不登校という状況で大変でした。

格差が広がっているという風に思うので、これを何とか底上げするためには強力な一時的な3万円とか5万円の支給じゃなくって底上げのベースのラインをあげてほしいというのが実態です。まずこれが1点目です。

住宅のことを申しましたが、あと、地域活動として、当事者団体をもう40年くらいやっていますが、取り組みとしては職業支援、それから、母子家庭の貧困という大きな観点で文化的な活動、体験活動といったことに格差があるということで、今回、連合の支援を受けて芋ほりやクリスマスといった文化的で社会的な貧困格差を埋めていく支援をしたいと思えます。

私たちは母子家庭であっても、何とか豊かな暮らしをさせてあげたいと思ひ活動をしています。56番で当事者活動への支援のことが、またこども支援のネットワーク事業のことも書いてありましたが、例えば私たちの事務所があるところは北区ですが、クレオやこども広場等の親たちが集まってこども達を遊ばせる保育室みたいな場所がせっかく近くにあるのに、おしゃべり会とか当事者同士が集まれるように貸室をされてないので、使い勝手が悪いと思います。それで高いところを使ったりしていますが、そういう支援をお願いしたいなと思います。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。まだお話をお伺いしたい委員の先生がいらっしゃいますが、いったん次の案件がございますので、ここまでにさせていただきたいと思ひます。

(熊野こども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長)

すみません、事務局の熊野です。失礼いたします。先ほど栗野先生から、こども食堂のお話が出ておりましたので、私どもプロジェクトチームのほうから、こども食堂について補足させていただこうと思ひますが、いかがでしょうか。

(農野部会長)

では、願ひします。

(熊野こども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長)

ありがとうございます。置田課長、よろしく願ひいたします。

(置田子ども青少年局企画部こどもの貧困対策推進課長)

失礼いたします。こどもの貧困対策推進課長の置田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど、地域におけるこども食堂とこどもの居場所の開設の関係でお話ございましたので、現在、こども食堂が未開設となっている小学校区におけるこども食堂の開設についてお話ししたいと思います。資料はありませんが、現在、大阪市には 280 箇所小学校区がございます。今年の 6 月 1 日現在で 208 箇所の地域において、こども食堂が開設されており、残りの 72 箇所について未開設となっているという状況でございます。今年から来年の 2 年間で、未開設になっている小学校区について、区役所にご相談させていただき、開設いただく事業者の方に、開設に必要な経費として備品等の購入にかかる経費を補助する事業も始めております。もし、未開設の小学校区の方で新たに開設いただけるということであれば、各区の担当の方にお話しいただきご賛同いただけましたら、開設に関わる支援等を用意しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。説明は以上でございます。

(農野部会長)

ありがとうございます。地域の中で子どもを囲んでいろんな人が集まってくる、そういう場所ができたらいいなと思います。

すみません、たくさん委員の先生方からご意見いただいております、まだご意見をいただきたい方がいらっしゃいますが、もう 1 件の案件として、実態調査にかかるご説明を事務局さんからいただきまして、また委員の先生方のご意見やご感想をいただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

すみません、それでは、事務局さんからご説明をよろしくお願い致します。

(熊野子ども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長)

それでは令和 5 年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査について、ご説明させていただきます。

この調査の目的は、先ほど資料 3 で説明させていただきました「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」が来年度で最終年度となるため、次年度新たな計画策定するための基礎データとして、本市のひとり親家庭等の生活実態と課題の把握、これからの施策の方向性を検討するため、実施するものでございます。

資料 4-2 をご覧ください。こちらが平成 30 年度に実施した時の調査票でございます、ひとり親家庭用と寡婦用の 2 種類の調査がございます。この平成 30 年度の調査結果をもとに、さきほど進捗の報告をいたしました「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定しています。

この「ひとり親家庭等自立促進計画」といいますのが、平成 14 年度に改正された国の母子父子寡婦福祉法に基づき、各自治体が自立促進計画を策定することとなっております、大阪市

はこれまで4期、4回のひとり親家庭等自立促進計画を策定してまいりました。

今回の調査は、大阪市としては5期目の自立促進計画を策定するため、5年ぶりとなりますが、この調査で、大阪市のひとり親家庭と寡婦の生活実態や職業生活、こどもの養育に関する状況などを把握し、来年度、委員の皆様方のご意見をいただきながら、令和7年度からの計画を策定してまいります。調査票の配布や分析等につきましては、民間事業者に委託することで実施をする予定でございます。

次に調査対象者の抽出方法と世帯数ですが、前回と同様、住民基本台帳から無作為抽出し、規模としては母子世帯10,000世帯、父子世帯1,500世帯に対して調査を実施したいと考えております。寡婦世帯につきましては、行政として把握している世帯情報がないため、これまでと同様に、大阪市ひとり親家庭福祉連合会に加盟している会員の皆様に調査票をお配りして調査を実施してまいります。

それでは、資料4-1をご覧ください。こちらが令和5年度の調査項目の素案でございます。項目としましては、経年比較をすることで変化を把握するため、基本的には前回調査の項目を踏襲しています。ただこの間の社会情勢の変化もあり、何点か追加等をしたいと考えております。

調査の大きな内容としましては、「Ⅰ あなたの状況について」ということでお住まいや年齢、ひとり親になられた時の状況や同居している家族についての状況について、「Ⅱ あなたのお子さんについて」で、子育ての状況や悩んだ時の相談相手の有無など、「Ⅲ 仕事のことについて」や「Ⅳ 家計について」では就労等の状況や経済状態などについて把握する予定です。「Ⅴ 養育費について」では養育費の取り決め状況を、「Ⅵ 親子交流（面会交流）について」で養育者ではない親との交流の状況を、「Ⅶ 住宅について」で居住にかかる状況を、「Ⅷ 各種支援施策について」では施策にかかる状況を調査したいと考えております。

自由記述欄としましては、問24に取得したい資格名の記入欄や問26に働く中で困っていることについてお尋ねしたり、最後の設問で「ひとり親家庭への子育て支援、就業支援などについての、行政、企業、社会への要望や意見、今後の生活で心配なこと、悩んでいることなどをお聞かせください。」という欄を設けております。

次に前回からの変更予定内容について、ご説明させていただきます。資料4-2の設問30が前回の調査項目ですので、こちらをご参照ください。2ページ目の設問28に世帯収入についての質問を追加しています。こちらに手取り収入を調査する項目を追加しております。追加の理由としまして、前は総収入、就労収入、として必要経費を含めた額を調査していましたが、それよりもむしろ、税金や社会保険料などの必要経費を差し引いた、いわゆる手取り収入を調査することで、各世帯の等価可処分所得を把握したいと考えております。困窮度の把握のために、手取り収入と世帯人員を使って相対的貧困の割合を把握したいと考えております。

また設問32、33で養育費に関する項目を入れているのですが、ここで本市の実施している「養育費の確保にかかる事業について」の利用状況や、養育費がいつまで支払われていた

かなどを聞き、全国に比して低いと言われている本市の養育費確保状況の実態把握をしたいと考えております。

ひとり親家庭の調査項目を説明いたしました、「寡婦用」の調査票については、「ひとり親家庭用」の調査項目をベースに子育ての項目などを減らしたものとなっています。簡単ではございますが、現時点での調査項目の説明をさせていただきました。

よろしくお願い致します。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、今回の令和5年度に行う実態調査について、ご説明いただきました。これを見ましたら、やはり仕事のことについての設問が1番ボリュームがございます。

大阪労働局の永倉先生、あるいは、日本労働組合女性委員会の委員長でいらっしゃる古賀先生、あるいは、大阪商工会議所の荒井先生、何かご感想、ご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(古賀委員)

1点すみません、ダイバーシティの視点で、調査票の方の性別のところですが、親御さんの方は当然、父子、母子で随分条件が違うと思われるので、男女の把握が必要だと思います。ただ、どうしても答えたくない方がいらっしゃるかと思いますので、無解答欄を設けていただくことができないものかということが1つ。また、お子さんの欄について、性別は必要でしょうか。いろいろ当事者の方の話を聞いていて、このことで悩んでいらっしゃるということを知りますので、お子さんの性別を特に把握する必要がないのであれば、性別欄は削除されても良いのではないかと思います。

就業の欄については、中味を細かく見ることでできていないところがありますので、もう1度内容を見させていただきます。

(農野部会長)

はい、ありがとうございました。永倉先生いかがですか。

(永倉氏)

はい、永倉でございます。

調査の項目に関しては、恐らく、市で確認の必要な項目等があるのかなと思いますので、特段ありません。

もし、個人的な感想を言わせていただければ、先ほど枝村委員からお話がありましたように、収入面をどれくらい考えていらっしゃるのかなというのがありまして、と言いますのも、児童扶養手当を受給している世帯の方が働くことで収入を得て、手当が減るのを

敬遠されているという傾向が特に強いということ、日頃ハローワークで業務をしておりますと感じております。例えば、児童扶養手当等をもらいながら、これぐらいの収入が欲しいというご本人の希望とかを聞いてみるのはいかがかと思います。当然、通常、収入を得ると手当が全額ではなくて一部支給になるということが現行の市の制度ではあると思いますが、そういう状況もちょっと把握しておかないと、昨今の物価高騰であるとか、最低賃金が上がるとはいえ、なかなか追いついていないところがあるのかなと思います。当然、その収入によって働く時間や働く日数が変わってくるということが正社員、パートを問わず出てくるのではないかなと思います。ご本人がどのような働き方を求められるのかということに補足して、そういう情報があると良いのかなというのが少し思ったところです。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。今回、最低賃金額が上がりますが、そのあたりの状況も踏まえて、荒井委員いかがですか。

(荒井委員)

コロナで大変影響を受けた企業活動、経済活動が回復してきまして、そこで深刻になっているのが企業の人手不足の問題です。特に飲食、サービスにおいては、店員数が追いつかないということで、きちんとしたサービスが提供できず、お客さんが満足するサービスを提供できないということで、お客さんの満足度が下がっていく、客離れに繋がっていくという悪いスパイラル状況になっております。更に、人手不足の解消のため、人手を確保するために防衛的な賃上げをしなくてはならない、それでも人は来ないということがありますので、この部会のそれぞれの窓口を通じて収入を希望される方を、こういった企業にぜひ繋いでいただければ良い方向に向かうのではないのかなと思います。

あともう1つ、就業支援に伴い、議論を深めていただくというのも1つ大きなことかなと思います。ですので、令和5年度の実態調査の23番24番25番くらいで、皆さんがどういった意識があるのかピックアップしていただいて、それを参考にさせていただいてまた注力をしていただければと思っております。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。結構、企業でも様々な業界でも人手不足もあり、全体的にどちらかというと芳しくないなので、何か取り組みを進めていただけたらと思います。今どんな資格、どんな技能が必要なのか、なかなか私は混迷していて分かりませんが、例えば、求められる人材と求める人材があるような形でひとり親家庭の親御さんのところに届くと良いかなと思います。

今までいろいろ委員の先生方のご意見をうかがいましたが、安田先生いかがですか。

(安田氏)

安田です。非常にきめ細かい進捗状況の資料を作ってください、ありがとうございます。

それについて意見なんですけれども、先ほど言われたように児童扶養手当を支給されている方はもちろん、養育費を受給している人の割合はこれであると、今回の調査で全部のパーセンテージが、つまり国が40%を求めているけれども大阪が何%であるということとは分かるということで、そういうデータというのが、こういった3つの指標とは別に出てくるのかどうか。例えば全体のひとり親家庭の中で、ひとり親家庭就業自立支援センターとか生活保護受給者の割合は何パーセントであるというようなデータが出てくるのかなと。

別に私たちに何パーセントですというご説明がなくても、大阪市の方でちゃんと記録をされているというようなことが必要でないのかなと思います。それと調査の中で養育費はいつまで支払われていましたかという質問があるんですけれども、その下のところにひとり親家庭になって何年までという風を書いてあるんですけれども、要は、子どもがあと2年で高校を卒業するけれども、ちゃんと養育費をしっかりと支払ったのか、子どもは当時2歳だったけれども、その後もきちんと支払われていたのかというようなそれぞれのケースによって差があると思うので、要するに養育費が途切れてないんだと、この人はちゃんと養育費を払っている、この人は5年目で途絶えたというような状況がわかるような調査にしていだけたら、より分かりやすいのではないかと思います。

最後に先ほどの進捗状況に関しての意見ですけれども、ひとり親家庭の内訳のデータが出ているのは28項目なんです。58ある項目の中で28項目、それが悪いか良いかはか別にしまして、ただその中でも全体が出ていて、ひとり親家庭の内数も出ている項目が7つある。社協の相談支援は今年度からひとり親家庭の数を出しているんです。例えば、生活困窮者の相談支援事業は、ずっとひとり親家庭の数を出してるわけです。

つまり何が言いたいかというと、他の項目についても何とか努力してひとり親家庭の数字は出ないのかなと、国の調査でひとり親家庭の全体の数が出ているけども、この中で生活相談支援事業を利用したのは何パーセントであるかということがわかったのであれば、こんな風な人が利用しているのか、というようなことが分かると思うので、個人情報保護の関係で大変なことだと思いますが、これは施策をつかむのに必要なんだということをもっと出してほしいと思います。私たちは何も、ひとり親家庭ということで差別するために調査するのではなくて、自立生活をもっと高めるというためにそのデータを出すわけですから、こういう視点で何とかひとり親家庭の数が出るようにがんばっていただきたいと思います。

(農野部会長)

ありがとうございます。調査となると、どうしてもクロスで全体を浮かび上がらせるという形になるんですけれども、ぜひひとり親家庭の実態がより浮き彫りになるようなデータを目指していただきたいと思います。

またこの調査票もおそらく国基準の項目なども入っているんでしょうね。これは色々と

枠組みの中でご検討いただくということになるかと思えます。

遠藤先生、他に何かありますか。

(遠藤委員)

失礼します。遠藤でございます。

進捗状況のところでは質問ですけれども、15番のこどものショートステイ事業のところでございます。事務局の説明で、コロナというよりも家庭の事情の影響が今回の数字に結びついているとありましたけど、見ておりましたら前年度よりも0・1歳児の利用がひとり親家庭で46人利用ということで、大幅に増えているんですね。これは保護者の事情というところで非常にこの乳幼児に対してのご利用が増えているということで、何か理由がわかっていたら教えていただければと思っております。

乳幼児に関しては大阪市だけではなくかもしれないですが、ハイリスクの妊婦も含めましていろいろな支援が行われているのかなと思えます。先ほど母子生活支援施設の話もありましたが、今週の月曜日の朝日新聞ですかね、ポ・ドーム大念仏の産前産後のケアの事業のことが1面トップと裏面2面に大きく出ていまして、ちょうど私の大学が今、福祉実習に出ておまして、大阪市内の母子生活施設全部と八尾市内の母子生活支援施設に全員実習に行っておりまして、私も巡回に1か月回っているところですが、ポ・ドーム大念仏さんでも、話を聞いて、学生もですね、実際にヒアリングにも行かせていただいたりですとか、お母さんともインタビューさせていただいたりですとかということもしておまして、そういったところでハイリスクの妊婦、それから、生まれてからすぐの0・1歳のところですね、こういった結果が出ているのかなと思ったりするんですが、もし分かっていたら教えていただけたらと思えます。

あと1点は調査票なんですけれども、この調査票に関しましてもできるだけですね、コロナの時のしんどい状況みたいなものも、もしかしたら問46番の自由記述の方とかにも自由に記載していただくこともあるのかなと思っております。できるだけ、ひとり親家庭の現状を吸い上げられるような調査票をですね、追加項目も含めましてできるだけいろいろな項目とクロスもしながら前の実態調査よりも、ひとり親家庭の現状がわかるような結果が出てきて、それが現状としてしっかりあげられるようなものを望みたいと考えております。以上です。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。まだまだ委員の先生方のご意見いただければと思えますが、そろそろお時間となってまいりました。事務局さん、何かございますか。

(熊野こども青少年局子育て支援部こども家庭課担当係長)

はい、失礼いたします。先ほどのショートステイ事業のことについて管理課の森川課長に

少しご説明いただきたいと思います。森川課長よろしく願いいたします。

(森川こども青少年局子育て支援部管理課長)

管理課長の森川でございます。先ほどのショートステイ事業についてのご質問ですが、0・1歳児につきましては基本的には乳児院でのショートステイ事業の利用になっておりまして、2歳児以上が児童養護施設でのショートステイの利用となっております。令和3年度から令和4年度にかけて実績が増えていますが、基本的にはこの間コロナ禍の影響がとても大きかったということで、特に入所施設になりますので、なかなか専用の居室がないとやはり外からの感染が広がってしまわないかというところで、ショートの利用を施設も保護者も控えられていたところがございます。新型コロナウイルス感染症もやっと5類に移行したこともありまして、3年度から4年度にかけて回復基調にあるような状況と考えております。以上です。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

他に委員の先生方何かありましたら。北先生、お願いします。

(北委員)

調査票について、連合会は会員制度ということで、会員さんの中で母子家庭等の相談をしてるんですけど、相談の中で最近一番多くなっているのは、母子家庭で子どもを育てている中で、結果的に親が病気とか怪我をして介護しないといけないということがすごく増えてきておりまして、そのために要介護の認定を受けないといけない。その時の支援をどこに受けたらいいかそういう相談も多くなっています。仕事を辞めないと介護等がしていけないということで、仕事を辞めざるを得ないっていう相談が入ってきているのが現状です。

先ほど、児童扶養手当の話がありました。連合会、弁護士会、先日の近畿ブロックでも意見がありましたが、やはりトリプルワークとかして、こどもが小さい時はできるだけパートをして、前も言ったと思うんですけど、こどもに接する時間をつくりたいというところもあるので、そういうところも含めてこの調査票につながるようにしていただけたらと思います。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。本当にいろいろと貴重なご意見をいただきましたので、事務局さん、ぜひご検討いただけたらと思います。

(久山こども青少年局子育て支援部こども家庭課長)

たくさんの貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。どういった調査をし

ていくかというところで、全てを盛り込みますととてもたくさんの項目になるのかなと思いますが、一方で調査に答えてもらいやすいような仕組みも考えないといけないと思っております。民間の事業者に委託して調査を進めていくこととなりますけれど、回答率というところも大事だと思っておりますので、WEBで回答できるような方法ができないのか、というところを事業者に提案してもらったりということも考えております。

今日お示ししましたのは素案ですので、いろんな貴重なご意見を反映した形でレイアウト、表現を考えて作ってまいりたいと思っておりますので、どうぞまた引き続きよろしくお願ひします。貴重なデータを基に次の施策をどうしていくかということで、また部会で進捗状況を含めまして説明させていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

(農野部会長)

はい、ありがとうございます。

私たちは社会の中で2つの社会的なサポートをどこかで誰かに頼って生きていると言われております。1つは情緒的なサポート、自分の気持ちを支えてくださいと。もう1つは集団的なサポートで、ちょっとこどもを預かってもらうとか、あるいはちょっとお金を借りるとか、手伝ってもらうとか。その2つのサポートを自分の手に入る範囲の中で、何とかやりくりをしているんですが、やはり1番心配なのは、孤立しているひとり親家庭を地域の中でどう支えるか、あるいは制度としてどう支えるか、そのようなことをやはり見ていく必要があるのかなと感じます。

本日は本当にいろいろご意見いただきましてありがとうございます。まだまだひとりひとりの委員の先生からご意見、お話を伺いたいのですが、残念ながら時間が迫ってまいりましたので、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局にお返ししますので、よろしくお願ひいたします。

(大塚こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理)

農野部会長、ありがとうございました。

それではこれもちまして、令和5年度第1回こども子育て支援会議ひとり親家庭等支援部会を閉会いたします。

ご出席の皆さま本当にありがとうございました。